

たるみ観光大使「ごしまろ」の画像使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、たるみ観光大使「ごしまろ」の画像（以下、「ごしまろ」という。）に係る著作権法（昭和45年法律第48号）第63条に基づく使用許諾に関し、必要な事項を定めるものとする。

(権利)

第2条 「ごしまろ」に関する著作権その他一切の権利は、神戸市に属する。

(使用画像)

第3条 この要綱において「ごしまろ」とは、様式第1号の「ごしまろ」基本デザイン及びその展開デザインとして神戸市垂水区長（以下、「区長」という。）が定めるものとする。

(使用の申請)

第4条 「ごしまろ」の使用希望者は、あらかじめ様式第2号の「たるみ観光大使『ごしまろ』画像使用申請書」（以下、「申請書」という。）に必要な書類を添付して区長に提出し、区長の許諾を得なければならない。

2 区長は申請内容について審査し、適当と認める場合は、様式第3号の「たるみ観光大使『ごしまろ』画像使用許諾書」を申請者に交付するものとする。

(申請の省略)

第5条 前条の規定にかかわらず、画像の使用が次の各号のいずれかに該当する場合には、使用申請の手続きを省略することができる。

- (1) 市の機関が使用するとき
- (2) 国または地方公共団体が使用するとき
- (3) 学校が教育の目的で使用するとき
- (4) 公共的団体が使用するとき
- (5) 地域住民組織が使用するとき
- (6) その他区長が認めたとき

2 前項の規定にかかわらず、画像の使用が著作権法（昭和45年法律第48号）に定める著作権の制限に該当する場合は、使用申請を要しない。

(許諾の変更)

第6条 第4条第1項の規定による許諾を受けた者（以下「使用者」という。）は、その許諾に係る事項を変更しようとするときは、様式第4号の「たるみ観光大使『ごしまろ』画像使用

許諾内容変更申請書」に必要な書類を添付して区長に提出し、区長の許諾を受けなければならない。

2 区長は、許諾に係る事項の変更を許諾したときは、様式第5号の「たるみ観光大使『ごしまろ』画像使用変更許諾書」を使用者に交付するものとする。

(使用許諾基準)

第7条 区長は、申請の内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、「ごしまろ」の使用を許諾する。

- (1) 市の品位を傷つけるおそれのあるとき
- (2) キャラクターのイメージを損なうおそれのあるとき
- (3) 市が目指すまちづくりの方向性に支障を及ぼすおそれのあるとき
- (4) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき
- (5) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援するものであるとき、若しくはこれらを支援又は公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき
- (6) 自己の信用を高めるために使用のおそれのあるとき
- (7) その他区長が不相当と認めるとき

(遵守事項)

第8条 使用者は、「ごしまろ」の使用に際して、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 「ごしまろ」について、許諾を受けた内容と異なる使用又はその許諾条件に反する使用をしないこと。
- (2) 「ごしまろ」の使用に関し、本市又は第三者に損害を与えないこと。
- (3) 「ごしまろ」の改変をしないこと。
- (4) 営利・販売を目的として使用する場合は、「ごしまろ」を表示するにあたり「©2013 神戸市」又は「©2013 kobe city」及び許諾番号を表示すること。
- (5) 「ごしまろ」を使用する権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、又は担保の用に供しないこと。
- (6) 「ごしまろ」の類似画像の作成、第三者による「ごしまろ」に係る著作権侵害の助長その他本市の権利を侵害する行為をしないこと。
- (7) 許諾を受けた「ごしまろ」を利用した物件を直ちに提出すること。ただし、物件の提出が困難と区長が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。
- (8) 神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例を遵守すること。

(使用期間)

第9条 使用者が「ごしまろ」を使用できる期間は、1年以内で区長が定める期間とする。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料等)

第 10 条 使用に係る費用は、無料とする。ただし、区長は、公益上の観点から必要があると認めるときは、区長が定める額の使用料または契約保証金を納付させることができる。

(事故発生時の報告義務等)

第 11 条 使用者は、「ごしまろ」の使用において事故が発生し、又は事故の発生が予想されるときは、直ちに区長に報告し、その指示を受けなければならない。

(調査等)

第 12 条 区長は、「ごしまろ」の使用に関し必要があると認めるときは、使用者に対し報告を求め、調査を行い、又は適切な措置を求めることができる。

2 使用者は、前項の規定により区長から報告を求められ、若しくは適切な措置を求められたときは、速やかにこれに応じ、又は区長から調査を受けたときはこれに協力しなければならない。

(許諾の取消し等)

第 13 条 区長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 4 条第 1 項の許諾を取消し、許諾内容を変更し、又は「ごしまろ」の使用の制限をし、若しくは使用の停止をすることができる。

(1) この要綱又はこの要綱に基づく指示に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により許諾を受けたとき。

(3) 公益上やむを得ない必要が生じたとき、その他「ごしまろ」の管理運営上やむを得ない必要が生じたとき。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、区長がその使用の継続を不適當であると認めるとき。

2 区長は、前項の許諾を取消し、許諾内容を変更し、又は「ごしまろ」の使用の制限をし、若しくは使用の停止を行った場合は、様式第 6 号の「たるみ観光大使『ごしまろ』画像使用許諾取消等通知書」を使用者に交付するものとする。

3 第 1 項の規定に基づく許諾の取消し、許諾内容の変更又は「ごしまろ」の使用の制限若しくは使用の停止により使用者に生じた損害については、本市は一切の責任を負わない。

(使用終了後等の措置)

第 14 条 第 9 条の規定による使用期間が終了した者、若しくは前条第 1 項の規定に基づく許諾の取消しを受けた者は、速やかに「ごしまろ」の使用を中止し、並びに「ごしまろ」の複製物の廃棄及び回収に関する区長の指示に従わなければならない。

(損害賠償請求)

第 15 条 使用者は、「ごしまろ」の使用に関し、使用者の責めに帰すべき事由により、本市又は第三者に損害を与えた場合は、使用者の責任において速やかにその損害を賠償しなければならない。

(個人情報取り扱いについて)

第 16 条 本市は、申請書に記載された個人情報に関して、個人情報の保護に関する法律及び関連法令等を遵守して取り扱う。

(補則)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、「ごしまろ」の使用について必要な事項は、区長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

(適用)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後（以下「施行日」という。）の申請について適用し、施行日前の申請については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。